

<別紙1>

あいぜん苑通所リハビリテーションサービスのご案内

(令和 3年 4月 1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設あいぜん苑
・開設年月日	平成 7年 6月 17日
・所在地	秋田市上新城道川字愛染 58番地
・電話番号	018-870-2001
・ファックス番号	018-870-2333
・管理者名	施設長 管理者 小泉 純一郎
・介護保険指定番号	介護老人保健施設 (0550180087号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設あいぜん苑の運営方針]

- ・利用者の自立を支援
- ・地域や家庭との結びつきを重視
- ・良質なケアとリハビリの提供
- ・利用者本位のサービスの提供
- ・苑内自己防止の徹底
- ・利用者の人権擁護

(3) 職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
・医師	1		利用者の健康管理
・看護職員		1	利用者の保健衛生管理、直接接遇
・介護職員	8		利用者の保健衛生管理、直接処遇
・作業療法士	1		作業リハビリ
・その他	1	1	マッサージ、運転技師

(4) 通所定員　・定員 30名

営業時間毎の利用定員数は次のとおりとする。

- ① 午前9時30分から午後4時40分は28人
- ② 午前9時30分から午後12時40分は2人

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 昼食 12時～13時
- ③ 入浴 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者に、入浴車で対応致します。
- ④ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑤ 相談援助サービス
- ⑥ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 秋田厚生連秋田厚生医療センター
 - ・住 所 秋田市飯島西袋273-1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 小澤歯科医院
 - ・住 所 秋田市土崎港中央4丁目5番53号

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

(別紙 通所リハビリテーションのご案内をご覧下さい)

- ・ 飲酒・喫煙……………認めない
- ・ 火気の取扱いは、……………認めない
- ・ 貴重品は、……………持ち込まない
- ・ 金銭は、……………管理に十分注意する
- ・ 宗教活動は、……………禁止
- ・ ペットの持ち込みは、……………禁止
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常警報設備
誘導灯、非常用自家発電設備
- ・防災訓練 年2回（内 夜間想定1回）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心してご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望・苦情及び虐待等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

◇ 要望・苦情及び虐待等相談窓口

支援相談室（電話 018-870-2001 内線 20）

担当 支援相談員 加藤 幸司

要望・苦情及び虐待などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、ホールに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また、愛染会苦情処理第三者委員会、秋田県国民健康保険団体連合会及び秋田市福祉保健部介護保険課にも同様に申し出ることができます。なお、虐待に関しては、直接市町村（秋田市においては福祉保健部介護保険課）に通報及び届出できることが法律で定められております。

◇ 愛染会苦情処理第三者委員会

あいぜん苑通所リハビリテーション担当 3名（住所及び連絡先は別紙）

◇ 秋田県国民健康保険団体連合会

秋田市山王4丁目2-3 電話 018-862-6864

◇ 秋田市福祉保健部介護保険課 施設管理担当

秋田市山王1丁目1-1 電話 018-866-8780

◇ 鴻上市福祉保健部高齢福祉課 高齢福祉サービス担当

鴻上市昭和大久保字堤の上1-3 電話 018-855-5113

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

通所リハビリテーションについて

(令和 3年 4月 1日現在)

1. 介護保険証及び介護保険負担割合証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証と介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 営業日及び営業時間

営業日：毎週月曜日～金曜日

(12月31日、翌年1月1～3日は除く)

営業時間は次のとおりとする。

- ① 午前9時30分から午後4時40分まで
- ② 午前9時30分から午後12時40分まで

4. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	483円
・要介護2	561円
・要介護3	638円
・要介護4	738円
・要介護5	836円

[7時間以上8時間未満]

・要介護1	757円
・要介護2	897円
・要介護3	1,039円
・要介護4	1,206円
・要介護5	1,369円

② サービス提供体制強化加算（I）、1日につき22円加算されます。

③ 入浴介助加算（I）算定時、1日につき40円加算されます。

④ リハビリテーションマネジメント加算（B）イ算定時、開始月から6月以内は1月につき830円、開始から6月を超えると1月につき510円加算されます。

開始時から1月以内に、ご自宅での生活状況・環境・ご本人、ご家族の希望をお伺いする為、職員の訪問があります。

開始時から6月以内は1月に1回、リハビリテーション会議を開催します。

開始から6月を超えると、3月に1回、リハビリテーション会議を開催します。

- ⑤ 短期集中個別リハビリテーション実施加算算定時、1日につき110円加算されます。
- ⑥ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（I）算定時、開始月から起算して3月以内は1日につき240円加算されます。
- ⑦ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（II）算定時、開始月から起算して3月以内は1日につき1,920円加算されます。
- ⑧ 生活行為向上リハビリテーション実施加算算定時、開始月から6月以内は1,250円が1月につき加算されます。
- ⑨ 口腔機能向上加算（I）算定時、1日につき150円加算されます。
- ⑩ リハビリテーション提供体制加算算定時、1日につき28円加算されます。
(利用時間：7時間以上8時間未満に限り)
- ⑪ 送迎がなされなかった際に限り片道につき47円減算されます。
- ⑫ 介護職員処遇改善加算（I）として、基本料金と諸加算の合計に4.7%乗じた額が加わります。
- ⑬ 介護職員等特定処遇改善加算（I）として、基本料金と諸加算の合計に2.0%乗じた額が加わります。
- ⑭ 通所リハビリテーション令和3年9月30日までの上乗せ分が新型コロナウイルス感染症への対応として基本料金の合計に0.1%乗じた額が加わります。

(2) その他の料金

食費（1回につき） 600円

(3) 支払い方法

- ・ 毎月初めに前月分の利用料の請求書を発行いたしますので、現金または銀行振り込みでお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

個人情報の利用目的

(令和 3年 4月 1日現在)

介護老人保健施設あいぜん苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

<別紙1>

あいぜん苑通所リハビリテーションサービスのご案内

(令和 3年 4月 1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設あいぜん苑
・開設年月日	平成 7年 6月 17日
・所在地	秋田市上新城道川字愛染 58番地
・電話番号	018-870-2001
・ファックス番号	018-870-2333
・管理者名	施設長 管理者 小泉 純一郎
・介護保険指定番号	介護老人保健施設 (0550180087号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設あいぜん苑の運営方針]

- ・利用者の自立を支援
- ・地域や家庭との結びつきを重視
- ・良質なケアとリハビリの提供
- ・利用者本位のサービスの提供
- ・苑内自己防止の徹底
- ・利用者の人権擁護

(3) 職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
・医師	1		利用者の健康管理
・看護職員		1	利用者の保健衛生管理、直接接遇
・介護職員	8		利用者の保健衛生管理、直接処遇
・作業療法士	1		作業リハビリ
・その他	1	1	マッサージ、運転技師

(4) 通所定員　・定員 30名

営業時間毎の利用定員数は次のとおりとする。

- ① 午前9時30分から午後4時40分は28人
- ② 午前9時30分から午後12時40分は2人

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 昼食 12時～13時
- ③ 入浴 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者に、入浴車で対応致します。
- ④ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑤ 相談援助サービス
- ⑥ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 秋田厚生連秋田厚生医療センター
 - ・住 所 秋田市飯島西袋273-1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 小澤歯科医院
 - ・住 所 秋田市土崎港中央4丁目5番53号

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

(別紙 通所リハビリテーションのご案内をご覧下さい)

- ・ 飲酒・喫煙……………認めない
- ・ 火気の取扱いは、……………認めない
- ・ 貴重品は、……………持ち込まない
- ・ 金銭は、……………管理に十分注意する
- ・ 宗教活動は、……………禁止
- ・ ペットの持ち込みは、……………禁止
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常警報設備
誘導灯、非常用自家発電設備
- ・防災訓練 年2回（内 夜間想定1回）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心してご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望・苦情及び虐待等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

◇ 要望・苦情及び虐待等相談窓口

支援相談室（電話 018-870-2001 内線 20）

担当 支援相談員 加藤 幸司

要望・苦情及び虐待などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、ホールに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また、愛染会苦情処理第三者委員会、秋田県国民健康保険団体連合会及び秋田市福祉保健部介護保険課にも同様に申し出ることができます。なお、虐待に関しては、直接市町村（秋田市においては福祉保健部介護保険課）に通報及び届出できることが法律で定められております。

◇ 愛染会苦情処理第三者委員会

あいぜん苑通所リハビリテーション担当 3名（住所及び連絡先は別紙）

◇ 秋田県国民健康保険団体連合会

秋田市山王4丁目2-3 電話 018-862-6864

◇ 秋田市福祉保健部介護保険課 施設管理担当

秋田市山王1丁目1-1 電話 018-866-8780

◇ 鴻上市福祉保健部高齢福祉課 高齢福祉サービス担当

鴻上市昭和大久保字堤の上1-3 電話 018-855-5113

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

通所リハビリテーションについて

(令和 3年 4月 1日現在)

1. 介護保険証及び介護保険負担割合証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証と介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 営業日及び営業時間

営業日：毎週月曜日～金曜日

(12月31日、翌年1月1～3日は除く)

営業時間は次のとおりとする。

- ① 午前9時30分から午後4時40分まで
- ② 午前9時30分から午後12時40分まで

4. 利用料金（2割）

（1）基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

[3時間以上4時間未満]

- ・要介護1 966円
- ・要介護2 1,122円
- ・要介護3 1,276円
- ・要介護4 1,476円
- ・要介護5 1,672円

[7時間以上8時間未満]

- ・要介護1 1,514円
- ・要介護2 1,794円
- ・要介護3 2,078円
- ・要介護4 2,412円
- ・要介護5 2,738円

② サービス提供体制強化加算（I）、1日につき44円加算されます。

③ 入浴介助加算（I）算定時、1日につき80円加算されます。

④ リハビリテーションマネジメント加算（B）イ算定時、開始月から6月以内は1月につき1,660円、開始から6月を超えると1月につき1,020円加算されます。開始時から1月以内に、ご自宅での生活状況・環境・ご本人、ご家族の希望をお伺いする為、職員の訪問があります。

開始時から6月以内は1月に1回、リハビリテーション会議を開催します。

開始から6月を超えると、3月に1回、リハビリテーション会議を開催します。

- ⑤ 短期集中個別リハビリテーション実施加算算定時、1日につき220円加算されます。
- ⑥ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（I）算定時、開始月から起算して3月以内は1日につき480円加算されます。
- ⑦ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（II）算定時、開始月から起算して3月以内は1日につき3,840円加算されます。
- ⑧ 生活行為向上リハビリテーション実施加算算定時、開始月から6月以内は2,500円が1月につき加算されます。
- ⑨ 口腔機能向上加算（I）算定時、1日につき300円加算されます。
- ⑩ リハビリテーション提供体制加算算定時、1日につき56円加算されます。
(利用時間：7時間以上8時間未満に限り)
- ⑪ 送迎がなされなかった際に限り片道につき94円減算されます。
- ⑫ 介護職員処遇改善加算（I）として、基本料金と諸加算の合計に4.7%乗じた額が加わります。
- ⑬ 介護職員等特定処遇改善加算（I）として、基本料金と諸加算の合計に2.0%乗じた額が加わります。
- ⑭ 通所リハビリテーション令和3年9月30日までの上乗せ分が新型コロナウイルス感染症への対応として基本料金の合計に0.1%乗じた額が加わります。

(2) その他の料金

食費（1回につき） 600円

(3) 支払い方法

- ・ 毎月初めに前月分の利用料の請求書を発行いたしますので、現金または銀行振り込みでお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

個人情報の利用目的

(令和 3年 4月 1日現在)

介護老人保健施設あいぜん苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

<別紙1>

あいぜん苑通所リハビリテーションサービスのご案内

(令和 3年 4月 1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設あいぜん苑
・開設年月日	平成 7年 6月 17日
・所在地	秋田市上新城道川字愛染 58番地
・電話番号	018-870-2001
・ファックス番号	018-870-2333
・管理者名	施設長 管理者 小泉 純一郎
・介護保険指定番号	介護老人保健施設 (0550180087号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設あいぜん苑の運営方針]

- ・利用者の自立を支援
- ・地域や家庭との結びつきを重視
- ・良質なケアとリハビリの提供
- ・利用者本位のサービスの提供
- ・苑内自己防止の徹底
- ・利用者の人権擁護

(3) 職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
・医師	1		利用者の健康管理
・看護職員		1	利用者の保健衛生管理、直接接遇
・介護職員	8		利用者の保健衛生管理、直接処遇
・作業療法士	1		作業リハビリ
・その他	1	1	マッサージ、運転技師

(4) 通所定員　・定員 30名

営業時間毎の利用定員数は次のとおりとする。

- ① 午前9時30分から午後4時40分は28人
- ② 午前9時30分から午後12時40分は2人

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 昼食 12時～13時
- ③ 入浴 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者に、入浴車で対応致します。
- ④ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑤ 相談援助サービス
- ⑥ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 秋田厚生連秋田厚生医療センター
 - ・住 所 秋田市飯島西袋273-1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 小澤歯科医院
 - ・住 所 秋田市土崎港中央4丁目5番53号

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

(別紙 通所リハビリテーションのご案内をご覧下さい)

- ・ 飲酒・喫煙……………認めない
- ・ 火気の取扱いは、……………認めない
- ・ 貴重品は、……………持ち込まない
- ・ 金銭は、……………管理に十分注意する
- ・ 宗教活動は、……………禁止
- ・ ペットの持ち込みは、……………禁止
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常警報設備
誘導灯、非常用自家発電設備
- ・防災訓練 年2回（内 夜間想定1回）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心してご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望・苦情及び虐待等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

◇ 要望・苦情及び虐待等相談窓口

支援相談室（電話 018-870-2001 内線 20）

担当 支援相談員 加藤 幸司

要望・苦情及び虐待などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、ホールに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また、愛染会苦情処理第三者委員会、秋田県国民健康保険団体連合会及び秋田市福祉保健部介護保険課にも同様に申し出ることができます。なお、虐待に関しては、直接市町村（秋田市においては福祉保健部介護保険課）に通報及び届出できることが法律で定められております。

◇ 愛染会苦情処理第三者委員会

あいぜん苑通所リハビリテーション担当 3名（住所及び連絡先は別紙）

◇ 秋田県国民健康保険団体連合会

秋田市山王4丁目2-3 電話 018-862-6864

◇ 秋田市福祉保健部介護保険課 施設管理担当

秋田市山王1丁目1-1 電話 018-866-8780

◇ 鴻上市福祉保健部高齢福祉課 高齢福祉サービス担当

鴻上市昭和大久保字堤の上1-3 電話 018-855-5113

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

通所リハビリテーションについて

(令和 3年 4月 1日現在)

1. 介護保険証及び介護保険負担割合証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証と介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 営業日及び営業時間

営業日：毎週月曜日～金曜日

(12月31日、翌年1月1～3日は除く)

営業時間は次のとおりとする。

- ① 午前9時30分から午後4時40分まで
- ② 午前9時30分から午後12時40分まで

4. 利用料金（3割）

（1）基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

[3時間以上4時間未満]

- ・要介護1 1,449円
- ・要介護2 1,683円
- ・要介護3 1,914円
- ・要介護4 2,214円
- ・要介護5 2,508円

[7時間以上8時間未満]

- ・要介護1 2,271円
- ・要介護2 2,691円
- ・要介護3 3,117円
- ・要介護4 3,618円
- ・要介護5 4,107円

② サービス提供体制強化加算（I）、1日につき66円加算されます。

③ 入浴介助加算（I）算定時、1日につき120円加算されます。

④ リハビリテーションマネジメント加算（B）イ算定時、開始月から6月以内は1月につき2,490円、開始から6月を超えると1月につき1,530円加算されます。
開始時から1月以内に、ご自宅での生活状況・環境・ご本人、ご家族の希望をお伺いする為、職員の訪問があります。

開始時から6月以内は1月に1回、リハビリテーション会議を開催します。

開始から6月を超えると、3月に1回、リハビリテーション会議を開催します。

- ⑤ 短期集中個別リハビリテーション実施加算算定時、1日につき330円加算されます。
- ⑥ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（I）算定時、開始月から起算して3月以内は1日につき720円加算されます。
- ⑦ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（II）算定時、開始月から起算して3月以内は1日につき5,760円加算されます。
- ⑧ 生活行為向上リハビリテーション実施加算算定時、開始月から6月以内は3,750円が1月につき加算されます。
- ⑨ 口腔機能向上加算（I）算定時、1日につき450円加算されます。
- ⑩ リハビリテーション提供体制加算算定時、1日につき84円加算されます。
(利用時間：7時間以上8時間未満に限り)
- ⑪ 送迎がなされなかった際に限り片道につき141円減算されます。
- ⑫ 介護職員処遇改善加算（I）として、基本料金と諸加算の合計に4.7%乗じた額が加わります。
- ⑬ 介護職員等特定処遇改善加算（I）として、基本料金と諸加算の合計に2.0%乗じた額が加わります。
- ⑭ 通所リハビリテーション令和3年9月30日までの上乗せ分が新型コロナウイルス感染症への対応として基本料金の合計に0.1%乗じた額が加わります。

(2) その他の料金

食費（1回につき） 600円

(3) 支払い方法

- ・ 毎月初めに前月分の利用料の請求書を発行いたしますので、現金または銀行振り込みでお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

個人情報の利用目的

(令和 3年 4月 1日現在)

介護老人保健施設あいぜん苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供